

令和 5 年度 体育館夜間開放の利用団体申込について

鳥取聾学校では「鳥取県立学校体育施設開放要綱」に基づき、体育・スポーツ活動をされる県民の皆様に体育館の開放を行っています。

令和 5 年度の利用を希望する団体は下記の留意事項等を確認の上、2 月 2 4 日（金）までにお申し込みください。

なお、申込多数の場合は抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

-
- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 開放施設 | 鳥取県立鳥取聾学校 体育館 |
| 2 | 開放日 | 令和 5 年 4 月 3 日（月）～令和 6 年 3 月 2 9 日（金）
毎週 月曜日～金曜日のいずれか（ただし、通年的に利用される方に限る）
* 学校行事等により、使用できない日があります。
* 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては開放が中止になることもあります。 |
| 3 | 開放時間 | 午後 6 時～午後 8 時、午後 8 時～午後 1 0 時のどちらか
* ただし他団体の利用希望がない場合は時間調整が可能です。 |
| 4 | 使用料
（実費相当額） | 使用 1 時間につき 300 円の照明使用料
* 構成員のうち、児童生徒又は障がい者の割合が 2 分の 1 以上の団体に
ついては免除されます。 |
| 5 | 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・鳥取県立学校体育施設開放要綱第 7 条を遵守すること・照明使用料を期限内に納入すること・使用する用具は丁寧に取り扱うこと・新型コロナウイルス感染防止対策(換気・消毒等)を実施すること・冷暖房機器は使用対象外であること |
| 6 | 申込方法 | <ul style="list-style-type: none">・別紙申込書に必要事項を記入の上、学校事務室へ直接持参、郵送、ファクシミリ又はメールのいずれかの方法により申込をお願いします。・申込書を印刷できない場合は、土日祝を除く午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間に来校いただき、事務室で記入をお願いします。・利用団体決定後、申請書等を提出していただき使用許可書を発行します。 |
| 7 | 申込締切 | 令和 5 年 2 月 2 4 日（金） 午後 4 時 3 0 分 |

8 その他

- ・利用決定の可否は、メールで代表者様に連絡します。

新型コロナウイルス感染拡大状況によっては体育館開放を中止にする
等変更があることをご了承ください。

担当 事務室 吉原

電話 0857-23-2031 FAX 0857-27-8606

電子メール toriro-s@mailk.torikyo.ed.jp